

みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

INDEX

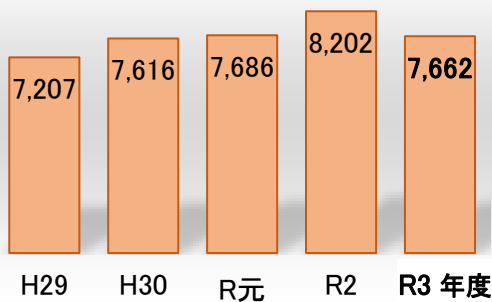
- ◆ 令和3年度 宮城県消費生活相談の概要
- ◆ 「老人ホームなどの入居権を譲って」という電話は詐欺です
- ◆ コンサートなどのチケット購入は公式サイトで！
- ◆ 「食品ロス」について知っていますか？
- ◆ 消費生活センターからのお知らせ
- ◆ お金や暮らしの知恵を学びましょう！！（宮城県金融広報委員会）

2022
10 October
月号
第151号

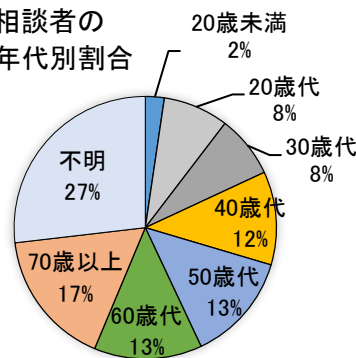
令和3年度 宮城県消費生活相談の概要

- 令和3年度に宮城県消費生活センターと県内6か所の県民サービスセンターに寄せられた相談件数は7,662件で、前年度の8,202件と比較して、540件減少しました。
- 相談者の年代別割合は、40歳代以上が、各年代12%～17%とほぼ同じ割合でしたが、70歳代以上の方からの相談が一番多く17パーセントを占めています。

◆相談件数の推移



◆相談者の年代別割合



◆相談件数[上位5位]

商品・サービス別[中分類]

順位	区分	相談件数	対前年度増減(件)
1	商品一般	722	△ 50
2	不動産貸借	380	△ 4
3	相談その他	241	△ 6
4	工事・建築	240	15
5	四輪自動車	186	16

- 相談件数では、「商品一般」についての相談が最も多く、「注文した覚えのないものが郵便で送られてきた。」「身に覚えのない請求書が届いた。」「お試したと思って購入したら定期購入だった。クーリングオフについて知りたい。」などの相談が寄せられました。令和3年度は架空請求の相談が減少したことから、前年度から50件の減となりました。
- 「不動産貸借」については、「賃貸住宅の退去時に高額の原状回復費用を請求された。」という相談が依然多く寄せられています。
- 「工事・建築」については、地震や大雨などの自然災害の発生に便乗した訪問業者による修繕工事や点検契約についての相談が増加しました。
- 「四輪自動車」については、車の修理代金や車検費用などの相談が寄せられました。
- そのほかには、フリーローンやサラ金に関する相談、インターネット接続に関する相談、健康食品の購入に関する相談などが増えています。

「令和4年度 宮城県消費生活センター事業概要」をホームページで公開しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/zigyougaiyou2021.html>

「老人ホームなどの入居権を譲って」という電話は詐欺です

相談事例



介護施設運営会社を名乗る人から「市内に介護施設ができ、市内在住者のあなたには入居権がある」と電話があった。「必要ない」と断ると、「他市に住む女性に権利を譲ってあげてほしい」と言われたので承諾した。

後日、弁護士を名乗る人から電話があり、「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。違反金600万円支払わないと逮捕され拘置所に入ることになる」と言われた。

お金を用意したが、だまされているのではないか。

★アドバイス★

- 実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」などと持ちかける不審な電話がかかってきたという相談が寄せられています。このような電話は詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 話を聞いてしまうと、さまざまな口実で金銭を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。
- **困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。**

コンサートなどのチケット購入は公式サイトで！

相談事例

コンサートのチケットを購入しようと検索し、一番上に表記されたサイトを公式サイトだと思ってチケットを申込み、約8万円をクレジットカードで決済した。ところが、購入したサイトは転売仲介サイトであることがわかった。

公式サイトによると、転売仲介サイトで購入したチケットは無効と記載されている。支払いたくないが、海外サイトのように交渉も出来ない。



★アドバイス★

- チケット購入について、インターネットの検索サイトで検索し、上部に広告として表示されたサイトを公式サイトと思い込み、海外の転売仲介サイトで購入してしまったという相談が寄せられています。
- 公式サイト以外の非公式販売サイトで購入したチケットは利用できない場合があります。チケットを購入する際は、必ず公式サイトであることを確認しましょう。
- 特に海外の転売仲介サイトは、トラブルが生じてキャンセルの条件や返金の保証等について交渉が難しい場合があります。
- **困ったとき、不安なときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談しましょう。**

「食品ロス」について知っていますか？



10月は「食品ロス削減月間」です。

食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は522万トン。(農林水産省及び環境省「令和2年度推計」)

これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量(2020年で年間約420万トン)の1.2倍に相当します。

また、食品ロスを国民一人当たりで換算すると「お茶碗約1杯分(約113g)の食べもの」が毎日捨てられていることになるのです。

「もったいない」と思いませんか？

大切な資源の有効活用や環境負荷への配慮から、食品ロスを減らすことが必要です。

消費者庁のホームページ特設サイト「めざせ！食品ロス・ゼロ」では、様々な情報発信をしています。<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/index.html>

消費生活センターからのお知らせ

- 宮城県消費生活センターの10月の相談受付日は、下表の○印の日です。
日曜日と祝日は、お休みとなります。

10月

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
○	休	○	○	○	○	○	○	休	休	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○	○	○	○	○	○	休	○

消費生活相談窓口

ひとりで悩まず まず相談！
消費者ホットライン



最寄りの消費生活相談窓口におつなぎします。
お電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

相談時間 月～金 9時～17時 土 9時～16時 (祝日・年末年始除く)



◎各県民サービスセンター相談窓口 (相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

大河原	大河原地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0224-52-5700
大崎	北部地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0229-22-5700
栗原	北部地方振興事務所 栗原地域事務所 県民サービスセンター	▶	0228-23-5700
石巻	東部地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0225-93-5700
登米	東部地方振興事務所 登米地域事務所 県民サービスセンター	▶	0220-22-5700
気仙沼	気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター	▶	0226-22-7000

電子申請による
消費生活相談



Facebook
はこちら！



本情報紙のバックナンバーは
こちらで検索♪

みやぎの消費生活情報



©宮城県・
(株)旭プロダクション

◎各市町村にも相談窓口があります。(詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください。)

9月号では、「金融リテラシー」についてご紹介しました。

今月は、「使い方で異なるクレジットカードの支払い方法と手数料」について、詳しく学んでいきます。

使い方で異なるクレジットカードの支払い方法と手数料

◆クレジットカードは支払い回数に注意

お店でクレジットカードを提示すると、「何回にしますか?」、「一括でよろしいですか?」と聞かれたことはありませんか?クレジットカードは、支払方法により、手数料がかかる場合とかからない場合とあります。

種類	支払い方法	利息(金利)
1回払い	毎月の締切日までの利用額を、翌月の引落とし日に一括で支払う。	なし
2回払い	毎月の締切日までの利用額を、翌月と翌々月の2回に分けて支払う。	なし
ボーナス一括払い	直近のボーナス時(夏は6,7,8月。冬は12,1,2月)に一括で支払う。	なし
分割払い(2回払いを除く)	利用額と手数料を指定した支払回数で分割して毎月支払う。	年15%
リボ払い(リボルビング払い)	利用額にかかわらず、毎月一定額を支払う。	年15%

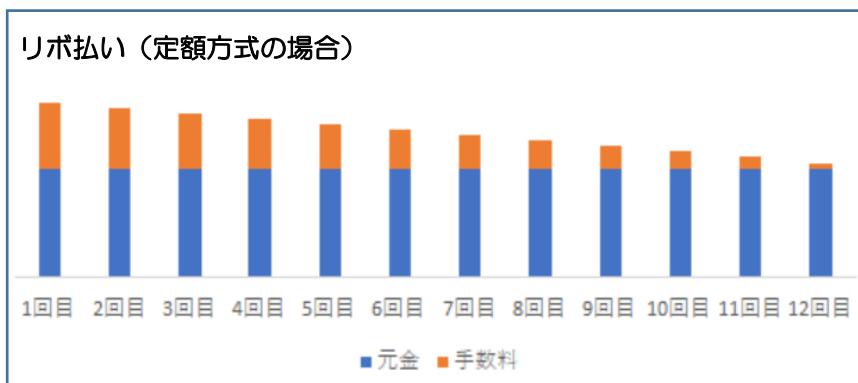
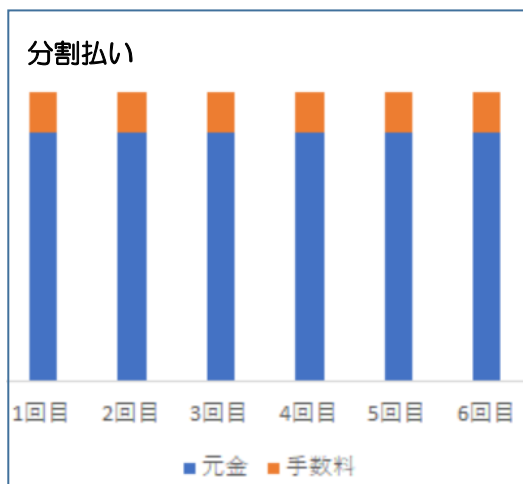
◆分割払いとリボ払いの違い

分割払いの場合、買い物ごとに支払額が計算されますので、多く利用すれば、その分毎月の支払額も増えていきます。右のグラフは、12万円の商品を支払い回数6回の分割払いで購入したときのイメージです。毎月2万円と分割された手数料を支払っていきます。

リボ払いの場合は、毎月のカード利用とは関係なく、月々の支払金額を一定額に決め、その金額を毎月支払っていく方法です。手数料はカード利用残高に対して一定の利率を乗じて計算しますので、残高が減っていけば手数料も少なくなっていきます。(リボ払いには、定額方式、定率方式、残高スライド方式があります。)一回の支払額が少額なので、月の負担は少なく済みますが、毎月のように買い物を繰り返していると、カード利用残高は増えてしまい、カードの支払い負担からなかなか逃れられません。

また、どの買い物の支払いが終わったのかもわからなくなってしまいます。

こうならないためにも、繰り上げ返済を上手に使うのがお勧めです。各クレジット会社に確認してみましょう。



◆「ちゃんと返せるか」が大事

先に消費をして、満足感を得るのは「今の自分」。そのツケを払うのは「未来の自分」です。未来の自分に重すぎる負担をかけることのないよう、慎重に考えましょう。貯蓄してから購入すれば、利息負担は発生しません。その方がお得になると考えることもできます。